

○あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例

平成26年9月29日

条例第18号

改正 平成30年3月28日条例第8号

あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年あわら市条例第76号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、母子家庭、準母子家庭、父子家庭及び一人暮らしの寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対して医療費等の一部を助成することにより、母子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「児童」とは、20歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。

2 この条例において「母子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護している家庭をいう。ただし、第4項に定める家庭を除く。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

3 この条例において「準母子家庭」とは、母がない場合又は母が前項に規定する児童を監護しない場合において、当該児童の父又は母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）家庭をいう。ただし、次項に定める家庭を除く。

4 第2項ただし書及び前項ただし書に規定する家庭は、児童が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されているとき。
- (2) 父（規則で定める程度の障害の状態にあるものを除く。）と生計を同じくしているとき。
- (3) 母の配偶者（規則で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。

5 この条例において「父子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父がその児童を監護している家庭をいう。ただし、次項に定める家庭を除く。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 母が死亡した児童
- (3) 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 母の生死が明らかでない児童
- (5) 母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

6 前項ただし書に規定する家庭は、児童が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 里親に委託されているとき。
- (2) 母（規則で定める程度の障害の状態にあるものを除く。）と生計を同じくしているとき。
- (3) 父の配偶者（規則で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。

7 この条例において「一人暮らしの寡婦」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する寡婦であって、その者と同居する者がいないものその他これに準ずる者として市長が適当と認めたものをいう。

8 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

9 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定による療養を受けた場合において当該法令の規定により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）が負担することとなる費用をいう。

10 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

11 この条例において「協力医療機関」とは、医療機関のうち、母子家庭等に対する療養を行った場合、当該療養に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）又は社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提供する等の協力を行うものをいう。

（助成対象者）

第3条 この条例による助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる家庭の区分に応じ、当該各号に定める者であつて、本市の区域内に住所を有しており、かつ、社会保険各法の規定による被保険者等とする。

- (1) 母子家庭 児童及び母
- (2) 準母子家庭 児童、養育者（準母子家庭において児童を養育する者をいう。以下同じ。）並びに養育者の控除対象配偶者（地方税法第292条第1項第7号の控除対象配偶者をいう。）及び扶養親族（同項第8号の扶養親族をいう。）
- (3) 父子家庭 児童及び父
- (4) 一人暮らしの寡婦の家庭 寡婦

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかの者が次の各号のいずれかに該

当するときは、当該者を助成対象者から除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条の規定による給付を受けることができる者であるとき。
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所又は入院をしているとき。

- (5) 病院その他規則で定める施設（以下この条において「施設等」という。）に入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設等に入院等をした際に本市以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められる者

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象とすることができる。

- (1) 本市の区域内に住所を変更することができないドメスティック・バイオレンス（配偶者その他親密な関係にある者からの身体的又は精神的な暴力（家族及び親族への暴力を含む。）をいう。）の被害者であって、現に本市の区域内に居住するもの
- (2) 施設等に入院等をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの（継続して2以上の施設等に入院等をしている者にあつては、最初の入院等の際に本市の区域内に住所を有していたと認められる場合に限る。）

（所得制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、助成対象者、その者と生計を同一にする配偶者及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得（1月から7月までの医療費等に係る一部負担金にあつては、前々年の所得）がそれぞれ児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する所

得制限基準額（助成対象者にあつては受給資格者の一部支給の所得制限基準額とし、配偶者及び扶養義務者にあつては同法の配偶者及び扶養義務者の所得制限基準額とする。）を超えている場合は、助成を行わない。ただし、震災、風水害、火災その他の災害を受けたことにより所得税が減免された場合において、その年の所得につき、所得制限基準額以内であると市長が認める者については、この限りでない。

（助成の範囲）

第5条 市長は、次条に規定する者がその助成対象者に係る療養に要する費用のうち一部負担金及び入院時食事療養費の定額負担を医療機関に支払った場合には、当該支払額について助成を行うものとする。ただし、社会保険各法以外の法令等により公費負担金、附加給付金等を受けることができる場合は、助成金額からその額を控除するものとする。

2 助成の対象となる療養の期間は、第7条第1項の規定による受給者証の交付の申請があつた日の属する月の翌月1日から助成を受ける資格（以下「受給資格」という。）を喪失した日の前日までとする。

（助成を受ける者）

第6条 助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる家庭の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 母子家庭 母
- (2) 準母子家庭 養育者
- (3) 父子家庭 父
- (4) 一人暮らしの寡婦の家庭 寡婦

（受給者証の交付）

第7条 前条に規定する者は、助成を受けようとするときは、あらかじめ市長より受給資格がある旨の証明書（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 市長は、受給者証の交付の申請があつたときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

（受給者証の有効期間）

第8条 受給者証の有効期間は、受給資格の認定を受けた日からその日以後の最初の7月31日までとし、毎年8月1日に更新する。

(受給者証の掲示)

第9条 受給者は、当該受給者証に記載された助成対象者が医療機関において療養を受けようとするときは、社会保険各法又はこれらに基づく命令に規定する被保険者証、加入者証又は組合員証とともに当該受給者証を掲示しなければならない。

(助成の申請)

第10条 助成は、助成対象者が医療機関において療養を受けるときにその受給者であった者（以下「申請受給者」という。）の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、助成対象者が協力医療機関において療養を受けた場合において、国保連又は支払基金から市長に当該療養に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報の報告があったときは、申請受給者から前項の申請（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては第5条第1項に規定する医療機関への支払及び前項の申請）があったものとみなす。

3 市長は、前項の報告に基づき、国保連又は支払基金から助成対象者（医療機関で療養を受けた日において満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）の一部負担金に係る請求があった場合は、申請受給者に代わり当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、申請受給者に対し、助成があったものとみなす。

5 市長は、第1項の申請、第2項の報告又は第3項の請求があったときは、適時にその内容を審査し、助成の適否の決定を行うものとする。

(届出の義務)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 受給者又は助成対象者の氏名、住所その他規則で定める事項に変更があったとき。

(2) 助成を受けた後、当該助成事由が第三者の行為によって生じたものであることが判明したとき。

(3) 受給資格を喪失したとき。

(第三者行為による助成制限)

第12条 市長は、助成事由が第三者の行為によって生じたものである場合で、助成対象者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において助成を行わず、又は既に助成を行った額を返還させるものとする。ただし、市長が特に助成の必要があると認めるときは、この限りでない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者から既に助成を行った額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第5条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

3 市長は、受給者が、助成を受ける前に、当該助成を受ける額の全部又は一部を前条又は前2項の規定による返還金に充てる旨を申し出た場合には、当該助成を行う際に当該返還をさせるべき額を徴収することができる。

(手数料の支払)

第14条 市長は、国保連及び支払基金からの報告に対して事務手数料を支払うものとする。

2 市長は、協力医療機関が第2条第11項に規定する手続を行った場合は、当該医療機関に対し事務手数料を支払うものとする。

(時効)

第15条 助成を受ける権利は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 医療機関からの一部負担金の請求が遅延したとき 当該請求のあった日の翌日

(2) 災害その他のやむを得ない理由により、申請受給者が第10条第1項の申請をすることができなかつたとき又は国保連若しくは支払基金から同条第2項の報告がされなかつたとき 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のあわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

(あわら市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

3 あわら市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年あわら市条例第75号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年3月28日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のあわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

○あわら市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

平成16年3月1日

規則第65号

改正 平成17年12月26日規則第18号

平成22年3月26日規則第10号

平成23年3月28日規則第10号

平成27年12月28日規則第29号

平成30年3月30日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年あわら市条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等)

第2条 条例第3条第1項第6号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 診療所

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第6条第2項の申請は、子ども医療受給資格認定申請書（様式第1号）に、必要な書類等を提示し、又は添付して行うものとする。

(受給者証の交付等)

第4条 市長は、条例第6条第2項の申請があった場合において、受給者証の交付が適当であると決定したときは、あわら市子ども医療費受給者証（様式第2号）を交付するものとする。

(助成の申請の方法)

第5条 条例第10条第1項の申請は、子ども医療費助成申請書（様式第3号）により行うものとする。

(受給者証の再交付)

第6条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、子ども医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）により市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 前項の場合において、受給者証を破損し、又は汚損したときは、同項の申請書にその受給者証を添付しなければならない。

3 受給者証を亡失したことにより第1項の申請をした受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、その亡失した受給者証を発見したときは、速やかに当該受給者証を市長に返還しなければならない。

(届出)

第7条 条例第11条第1項第1号の規定による届出は、子ども医療費申請事項変更届（様式第5号）に必要な書類等を添付して行わなければならない。

2 受給者は、受給資格を有しなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届（様式第6号）に受給者証を添付して市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出がない場合において、住民基本台帳その他の公簿等の確認により受給者が受給資格を有しなくなった（受給者の死亡による場合を除く。）と認めるときは、速やかにその決定を行い、その旨を受給者に通知するものとする。この場合において、受給者は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

4 条例第11条第1項第2号の規定による届出は、子ども医療費助成事由が第三者行為であったことの届（様式第7号）により行うものとする。

(受給者証の返還)

第8条 受給者は、条例第7条に規定する有効期間が満了したときは、速やかに、受給者証を市長に返還しなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 市長は、次に掲げる帳簿等を作成し、整備しておくものとする。

- (1) 子ども医療費受給者証交付台帳
- (2) 子ども医療費支給台帳
- (3) 個人別子ども医療費支給台帳

- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な帳簿書類等  
(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日規則第18号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第10号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日規則第29号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成30年3月30日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のあわら市子ども医療費助成条例施行規則に定める様式  
による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。